

長崎地裁で画期的判決だされる

# 作業衣などの着用は労基法上の労働時間

## 日刊 動労千葉

87. 12. 18

No.2724

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五〜六（公衆）〇四七二二二七二〇七

### 年末手当5%カットを許すな 12・19臨時大会へ結集しよう

十一月二七日、長崎地方裁判所松島茂敏裁判長は、「作業衣などの着用は、作業をするうえで不可欠で、労働基準法上の労働時間にあたる」とし、原告である長崎三菱連帯支部長船労組の仲間にカット分の賃金を支払うことを命じた。これは画期的な判決である。

#### 違法な拘束を強制し続けるJR当局

この判決にもあるとおり、現在JR当局が労働者に強制している「点呼の厳正」なる攻撃は、全く根拠のないものである。

JR当局は、表のように全くでたらめ、違法な概念を導入して、「拘束時間」と「施設管理権に服すべき時間」なる区別をおこない、労働時間以

## 着替えも労働時間

### 長崎地裁 賃金支払い命じる

作業前の着替えや安全具の着用に必要な時間は労働時間に含まれるべきで、賃金が支払われなければならないとして、三菱重工業（長崎）の従業員十九人が同社を相手に、着用時間五分分の賃金計三万九千円の支払いを求めた訴訟の判決が二十七日、長崎地裁であった。松島茂

敏裁判長は「作業衣などの着用は、作業をするうえで不可欠で、労働基準法上の労働時間にあたる」として原告の主張を全面的に認め、会社側に請求額の全額を支払うよう命じた。原告側は「企業側が多量に着替えを労働時間とは認めないのが実情で、画期的判決だ」としている。

訴えていたのは、総評全国一般長崎三菱連帯支部長船労組員で、長崎市田町、同社外業課溶接工の石尾卓さん（五十）。

石尾さんは、昭和六十年六月一日から三十日まで、作業服、安全保護具などの着替え、始業時刻と定められた午前八時から始めた。このため、実際に作業にかかると三分から七分ばかり、会社側は石尾さんら原告十九人の賃金を計三万九千三百五十五円カットした。石尾さんは、作業服などの着用は労基法上の「労働時間」に当たる、として同七月にカット分の支払いを求めて提訴した。

この判決について会社側は「着替えなどの準備時間を労働時間に含めない」とする判決は五十九年十月に最高裁で出ており、提訴する」としている。

### 着替えも労働時間と明確に判断

上に不当に労働者を拘束している。「施設管理権に服すべき時間」とは、いったい何なのか、拘束時間そのものではないか。

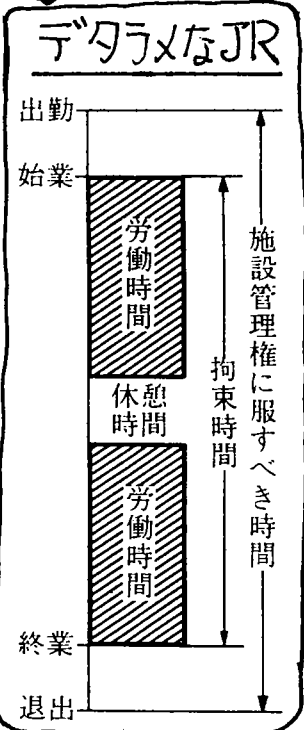
しかも、JR当局は、この違法行為に和をかけた、点呼時に「経営指針」の唱和、ヘルメットの着用などを強要し、当局に奴隷のごとく従うかどうかの踏み絵にしているのである。今回の判決は、JR当局の進める強権的労務支配のあまりのたぬらめさを今ひとつ暴き出すものである。

ある意味では、今回の判決は、あまりにも当然のことである。作業衣や安全具を着用するのは、作業に不可欠だからである。つまり、作業とは切っても切りはなせない作業そのものの時間である。これに賃金を支払うのは当然のことではないか。当局は、徹底的に労働者をしぼり尽すために事実上の「ただ働き」を毎日強制しているのである。

#### 鉄道労連と対決し、奪われた権利を奪還しよう

われわれが、暴き出さなければならぬ不当労働行為は山ほどある。組合掲示板すら認めない組合差別、個人ロッカーに配布した「日刊動労千葉」をぬきさる窃盗行為、組合事務所からすら退去を通告する団結権の侵害、「小集団」という名の「ただ働き」の強制、そして何よりも強制出向、強制配転攻撃等々、われわれの主張の正しさがこの間ひとつひとつ明らかになってきている。

しかし、重要なことは、職場の権利は闘いとする以外に奪い返すことはできないということである。また、動労革マル鉄道労連との徹底的な対決なしには絶対かちとれないということである。われわれの歩んできた道に確信をもって、全力で闘いぬこう。



冬季物販の目標達成に向け最後のおいこみを